

杉並区長

## 西荻ご神木けやきに関する要望書

要望の趣旨：現在、三峯神社（西荻北2-6-18）の解体工事によって同神社にあるご神木けやき（樹高約25m）が伐採の危機に瀕しています。

ところが、この工事は条例及び指導要綱に違反して進められています。  
解体工事の発注者等に対し、条例及び指導要綱を守るよう要請・指導していただくことを要望いたします。

次の事項について要望いたします。

2023年7月25日

団体名 西荻ご神木けやきを守る会

共同代表者 熊本 一規

連絡先住所 杉並区西荻北 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]

共同代表者 桜井 万里子

連絡先住所 杉並区西荻北 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]

共同代表者 横田 政郎

連絡先住所 杉並区西荻北 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]

共同代表者 渡辺 康幸

連絡先住所 杉並区西荻北 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]

共同代表者 和田 美智子

連絡先住所 杉並区西荻北 [REDACTED]  
電話 [REDACTED]

### 記

#### 1. 指導要綱を守らせること

杉並区の解体工事に関する指導要綱（杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト飛散防止に関する指導要綱）第7条は、次のとおりです。

第7条 発注者等は、解体工事を行おうとするときは、当該工事の内容等について、工事開始の7日前までに、近隣住民に説明会もしくは戸別訪問により説明しなければならない。

ところが、本件解体工事の発注者等は、近隣住民であるパークホームズ西荻窪の住民には、解体工事説明書を各戸の郵便受けに投函しただけで、説明会も戸別訪問も実施しておらず、

指導要綱7条に違反しています。

発注者等に、指導要綱7条を守るよう、要請・指導していただくことを要望いたします。

## 2. 条例を守らせること

杉並区みどりの条例第9条は、次のとおりです。

第9条 何人も、現存する樹木を保全するよう努めなければならない。やむを得ず伐採したときは、同数以上の樹木を植栽するよう努めなければならない。

ところが、発注者等は、次のように弁明して、ご神木けやきを伐採しようとしています。

①老齢化しており、弱っているので倒木の危険がある。強風で落枝する危険もある。

被害が出た場合の責任は所有者が負わなければならない。

②根が地下で絡み合っているので、移植は困難。

③保存すると、掘削工事の際に根を切断するため、枯れたり倒れたりする危険がある。

しかし、発注者等の弁明の根拠は「庭師の勘」に過ぎません。そのうえ、近隣住民からの樹木診断実施の要求を断っています。

発注者等は、樹木保全の努力を全くしておらず、みどりの条例9条に違反しています。

発注者等に、みどりの条例9条を守るべく、近隣住民からの樹木診断実施の要求を認めるよう、要請・指導していただくことを要望いたします。

以 上

### [添付資料]

1. 西荻ご神木けやきの写真・位置
2. 解体工事の経緯
3. 解体工事説明書（ご神木けやきの伐採は、8月お盆過ぎに予定されています）